

公演本番に係る出演費等を計上する場合の助成対象経費の

留意点について

公演本番に係る出演費等を計上する場合は、以下の事項についてご注意の上、計上してください。

[出演料]

- ・出演料等内訳書は必ず提出してください。書式は自由ですが、参考書式がありますので、必要に応じてご活用ください。
参考書式「R3_kasseika_sanko_typeD_uchiwakesho」をご覧ください。
- ・出演料の按分に関わりますので、出演者が重要無形文化財保持者かどうかを個表または出演料等内訳書にご記入ください。

[全経費共通]

- ・按分した助成対象経費（配信経費及び感染症対策経費以外の経費）については、収支計画書に残額（助成の対象とならない経費）を必ず計上してください。

[能楽の場合]

- ・出演料等内訳書について、出演者が装束、道具等を用意する場合には、それに係る経費も、出演料に含めて計上してください。
- ・ただし、申合せ料、交通費については出演料から除いてください。助成対象とならない経費になります。
- ・チラシ等に記載しない後見及び働きに係る経費については、舞台スタッフ費として計上してください。助成対象経費となります。
- ・「R3_kasseika_sanko_typeD_uchiwakesho」の記入例をご覧ください。